

2026年4月より

「子ども・子育て支援金」制度が始まりました

～2026年4月分保険料より支援金の負担をお願いします～



支援金の使いみち

こども未来戦略「加速化プラン」の
施策に使われます

- 児童手当拡充
- 妊婦のための支援
給付
- 育児休業給付の
引き上げ
- 育児時短就業給付の創設
- こども誰でも通園制度
- 国民年金被保険者の育児期間の
保険料免除 など



2026年度から「子ども・子育て支援金」制度が始まりました。これは、国が新たに開始する制度で、国民全体に支援金を拠出してもらい、少子化対策の財源にあてるといふものです。少子化・人口減少の問題は日本全体の問題であるため、子どもがいる人だけでなく、子どもがいない人や子育てを終えた人、また、企業にも負担が求められます。

健康保険組合は、国に代わって事業主と被保険者から支援金を徴収し、国へ納付することを法律により義務付けられています。2026年4月分の保険料より、健康保険料、介護保険料と合わせて支援金を徴収します。

「子ども・子育て支援金」
制度ってなに？

保険料・支援金の例 ▶ 月345円程度の負担増

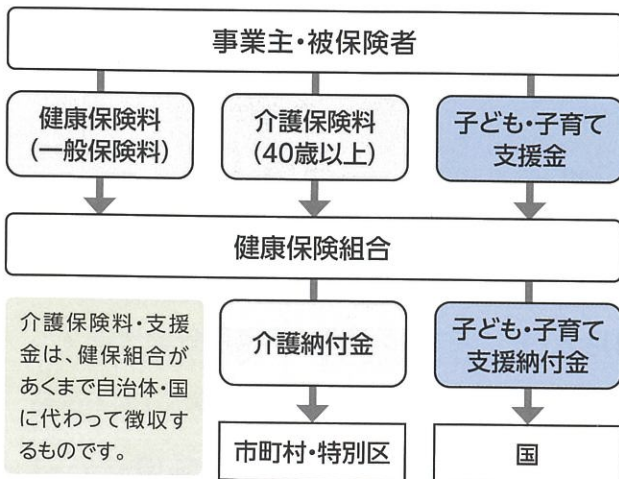
- 標準報酬月額が30万円、支援金率が0.23%の場合

区分	保険料・支援金率(額)		
	合計	事業主	被保険者
健康保険料	9.6%	4.8%	4.8%
	28,800円	14,400円	14,400円
介護保険料	1.6%	0.8%	0.8%
	4,800円	2,400円	2,400円
子ども・子育て支援金	0.23%	0.115%	0.115%
	690円	345円	345円

支援金率は2026年度から2028年度にかけて段階的に引き上げられていき、2026年度は0.23%で、2028年度に最大の0.4%程度になり固定されます。これを事業主と被保険者で折半するので、みなさんの負担は0.2%程度になる見込みです。実際の金額は月給・賞与に支援金率(0.23%)を掛けた額なので、例えば月給(標準報酬月額)が30万円の人で、月々の負担増は345円程度になります(左表参照)。

私たちの負担は
どのくらい増えるの？

■ 保険料・支援金の徴収・納付のしくみ



■ 支援金額・率の引き上げイメージ

